

特定個人情報保護評価の再実施について（後期高齢者医療事務）

1 事務の概要

主に 75 歳以上の方が加入する公的医療保険制度である後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設立される保険者である「後期高齢者医療広域連合」と各県内市町村が共同して事務を行っている。

市町村の主な業務は、

- ① 申請（資格・保険料賦課・保険給付）等の窓口業務と書面交付
- ② 住民記録の異動情報や所得情報を広域連合に連携する
- ③ 保険料の徴収

であり、広域連合の主な業務は、

- ① 資格管理
 - ② 保険給付
 - ③ 財政の調整
 - ④ 保険料率の決定・保険料の賦課
- である。

このため、本市では主に市町村業務の①を広域連合標準システム（広域連合が調達・管理し、市町村に貸与するシステム端末）にて処理し、②③を福祉システム（千葉市が調達し、管理するシステム端末）で処理している。

なお、特定個人情報は資格と給付について被保険者が行う各種申請書（広域連合指定様式）に記載欄があり、もう一方で市から広域連合に連携する住民記録情報に特定個人情報を付加し暗号化を施している。

2 全項目評価書の主な内容変更点について

後期高齢者医療制度において、市町村が取り扱う事務についての特定個人情報の使用は段階的に進んでいるもののいまだ限定的であり、前回からの主な変更は今般の新型コロナウイルスに関連するものと、システム関連の契約更新によりベンダーに生じた運用変更である。

I 基本情報②事務の内容※	【変更前】 14 上記に掲げる事務に付随する事務	【変更後】 14 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 15 上記に掲げる事務に付随する事務
---------------	-----------------------------	--

【説明】新型コロナウイルスへの対応策として、後期高齢者医療制度に新たに「傷病手当金」制度が創設された。特定個人情報を扱う事務の追加であり重要な変更にあたるが、国の緊急対策を踏まえ広域連合と市町村が速やかに事務の執行を整える必要があり、事後の修正として取り扱うものとした。事務については他の保険給付と同様、特定個人情報を確認できる機能が広域連合標準システムに追加されたことから、それに合わせ追加したものである。

II 特定個人情報ファイルの概要4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑥ 委託先名⑦再委託の有無	【変更前】 再委託しない	【変更後】 再委託する
--	-----------------	----------------

【説明】平成 29 年 1 月に更新した福祉システムの保守委託先である(株)アイネスにて令和元年 7 月に従業員の雇用形態の変更があり、一部の従業員について業務を変えることなく関係他社に移籍させ、(株)アイネスが移籍先との業務契約を締結することとなった。特定個人情報を取り扱う業務環境は情報システム課内に限定されていることから直接委託と比較して情報の管理リスクが高まる危険性はないものと考えられるため、今回、再委託の範疇に入るものとして変更するものの、事後の修正として取り扱うものとした。